改正道路運送法の協議運賃にかかる協議のあり方について

資料 1

改正の趣旨

- 地域公共交通において、地域の関係者の連携・協働の一層の促進や地域に根差した輸送サービスの充実のためには、タクシーの 運賃についても、地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする 協議運賃制度を創 設(乗合バスについては平成18年度創設済)。
- 一方、運賃の協議にあたっては、独占禁止法に抵触することのないよう、地域公共交通会議(地交法の法定協議会を兼ねる場合も含) に他の運送事業者や各モードの労働組合、バス協会やタクシー協会等の業界団体が含まれる場合には、法定のメンバーによる別途の 協議会をもって協議する必要があることから協議における法定のメンバーを法に明記。

運賃協議のあり方について

地域公共交通会議の 「運賃WG」として設置することも可。

○バス・タクシーの運賃を協議するための協議会

協議結果の共有。



意見を反映 ※正当な理由があれば必ずしも反映させる必要はない

- 【法定のメンバー】 市町村又は都道府県
- 当該運賃等を定めようとする、旅客自動車運送事業者
- 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を 代表する者として指名する者

【協議にあたって留意点等】

- 運賃を設定しようとする事業者が複数ある場合、1事業者毎に協議が必要 (例:区域運行のエリアを複数の事業者で担う場合)
- 協議会の名称は運賃WG、運賃協議会など自由に設定可能
- タクシーの特定地域、準特定地域での協議運賃設定は不可
- 協議が調った場合、協議が調ったことを証する書面が必要(自治体が作成 することを想定)

地域公共交通会議

(地交法の法定協を兼ねる場合含)

【地域公共交通会議と協議運賃の協議会開催のタイミング例】

- ◆地域公共交通会議終了後、法定のメンバーのみを残して運賃 を協議
- ◆地域公共交通会議開始前、法定のメンバーが先に集まり運賃 を協議
- ◆ 地域公共交通会議と別日に協議

【意見反映の方法(例)】

◆ 公聴会

させる措置が必要

- ◆ パブリックコメント
- ◆ アンケート調査
- ◆ 住民説明会
- ◆ 関係者へのヒアリング







※地域公共交通会議に住民代表が参加している場合 であっても、意見反映措置は必要

○住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映

(道路運送法第9条第5項、第9条の3第4項)

※関係者ヒアリングによる場合は住民説明会とのセット

